

産学官連携契約における「学術貢献費」制度の導入及び一般管理費の算出方法の見直しについて

文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（イノベーション促進産学官対話会議）」が示され、研究者の学術的知見等に対する適切な評価の必要性及び費用負担の適正化が提唱されております。

これに伴い、共同研究等において、**研究者が保有する学術的知見及び当該研究への関与時間等に応じた対価を「学術貢献費」として新たに設定**することとし、併せて、管理コストの実情に鑑み**一般管理費の算出方法及び比率の見直し**を行います。
上記については、**2026年4月1日以降に開始（延長開始を含む）**される**受託研究契約、学外共同研究契約及び技術相談・学術指導契約**から適用いたします。

直接的コスト	直接経費	研究遂行上必要となる経費 機械装置、備品、原材料費（実験用材料、試薬）、その他の消耗品、旅費・謝金、試験外注費等の諸経費、研究補助者等の人件費などに使用します。
	【新設】学術貢献費	研究に従事する研究担当者が提供する「学術的知見」、「関与時間」等への対価 研究者が提供する知見、基礎研究等の価値や研究者の共同研究への関与時間に対する対価等を勘案し、企業様と協議のうえ、金額を決定します。原則として研究者に配分され、研究者の更なる研究発展のための費用として幅広く活用させていただきます。
間接的コスト	一般管理費	外部研究資金受け入れに際しての経費相当額 研究施設・設備等の維持管理、光熱水費、事務管理費等の他、大学全体の産学連携活動基盤の整備及び強化のために使用します。従来の「研究費総額の10%」から、管理コストの実情に鑑み新制度では「直接的コスト（直接経費＋学術貢献費）の20%」に変更します。

契約をご検討の皆様におかれましては、
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<本件お問い合わせ>

関西大学 社会連携部 産学官連携センター

sangakukan-mm@ml.kandai.jp